

4 高木産第 270 号  
令和 4 年 9 月 30 日

関係団体・関係者 各位

木材産業振興課長  
(公 印 省 略)

令和 5 年度高知県木の香るまちづくり推進事業の要望調査について

日ごろから、森林・林業・木材産業の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

高知県では多くの県民の皆様にも木の良さを体感していただくことにより、木や森への興味を抱き、木を使うことが間伐などの促進につながることへの理解と関心を深めてもらうため、森林環境税を財源として、下記の事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で支援することとしています。つきましては、事業の活用を希望される場合には、下記により要望調査表（別紙 4）の提出をお願いいたします。

なお、本事業については来年度に向けて事業内容の検討等を行っており、補助の条件や対象等が大きく変更となる可能性がございます。本要望調査をご提出いただいても、補助の対象外となる場合がございますので、予めご承知おきください。

また、令和 4 年度の要望調査については、引き続き随時募集をしておりますので、本年度内での事業がございましたら、活用のご検討いただければ幸いです。

※本事業の概要（令和 4 年度版）、令和 5 年度要望調査票、令和 4 年度要望調査票【随時募集】につきましては、高知県公開ホームページ（組織から探す▶林業振興・環境部▶木材産業振興課）にございます。  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/>

記

- 1 事業名：木の香るまちづくり推進事業
- 2 事業内容：別紙 1～別紙 3 の参考資料を参照して下さい  
①公共的施設整備 ②学校関連環境整備 ③屋外景観施設等整備 ④木育推進
- 3 補助先  
①市町村、社会福祉法人、財団法人、医療法人、県内に事務所を置く企業、団体等  
②市町村（一部事務組合も含む）、市町村教育委員会（一部事務組合も含む）、社会福祉法人、  
学校法人、財団法人その他認可外保育施設設置者  
③市町村、団体、バス事業者等  
④市町村（広域連合、一部事務組合を含む）
- 4 補助率：1/2 以内（補助の上限及び下限有り）  
※「別紙 2 参考資料を参照」
- 5 提出様式：要望調査表（別紙 4）
- 6 提出期限：令和 4 年 11 月 4 日（金）必着
- 7 提出方法：郵送またはメール

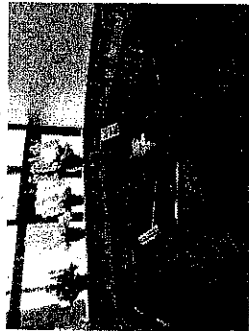
提出先及び問い合わせ先 高知県 林業振興・環境部 木材産業振興課 需要拡大担当 <small>おぼむ たねだ</small> 小原・種田 TEL : (088)821-4593 FAX : (088)821-4594 メール : 030501@ken.pref.kochi.lg.jp
--

# 木の香るまちづくり推進事業

## 趣 旨

「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」・「木を活かす」活動の一環として、県産材を積極的に利用した公共的施設等の整備に支援を行い、県内外からの観光客等に木の香る環境を提供することや、幼少期から木材に触れあい親しむ体験を図る。

### 公共的施設整備



#### ○補助対象

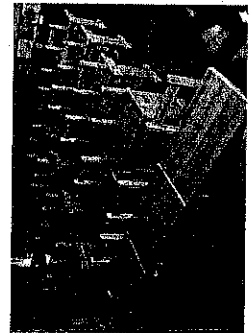
- (1) 玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公共空間の木質化に係る経費
- (2) 玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公共空間への木製品の導入経費

○補助率：1/2以内（補助金額 25 千円以上・一施設当たり の限度額が 400 万円 一事業者 当たりの事業種類別の限度額 500 万円）

#### ○補助先

- ・市町村、社会福祉法人、医 療法人、県内に事務所を置く企業、団体 等

### 学校関連環境整備



#### ○補助対象

- (1) 児童・生徒が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の導入経費
- (2) 児童・生徒が利用する保育室、教室等の木質化に係る経費

○補助率：1/2以内（補助金額 25 千円以上・一施設当たり の額 400 万円 一事業者当たり の事業種類別の限度額 500 万円 ただし、小・中学校の木質化は限度額 10,000 千円）

#### ○補助先

- ・市町村、市町村教育委員会、社会福祉 法人、学校法人、財団法人、その他認可 外保育施設の設定者

### 屋外景観施設等整備



#### ○補助対象

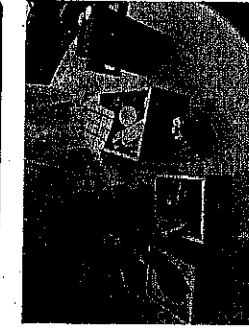
県内の観光地や市街地等 P R 効果の高い場所において、木製のバス待合所や休憩所、案内看板等屋外の景観施設等の整備に要する経費

○補助率：1/2以内（補助金額 50 千円以上・一施設当たり の限度額 400 万円 一事業者 当たりの事業種類別の限度額 500 万円）

#### ○補助先

- ・市町村、団体、バス事業者等

### 木育推進事業



#### ○補助対象

乳幼児（満 4 歳の誕生日を迎えるまで）に配布する木製の玩具、食器、家具等の購入経費

○補助率：1/2以内（1人あたり 5 千円以内）

#### ○補助先

- ・市町村、広域連合、一部事務組合 等

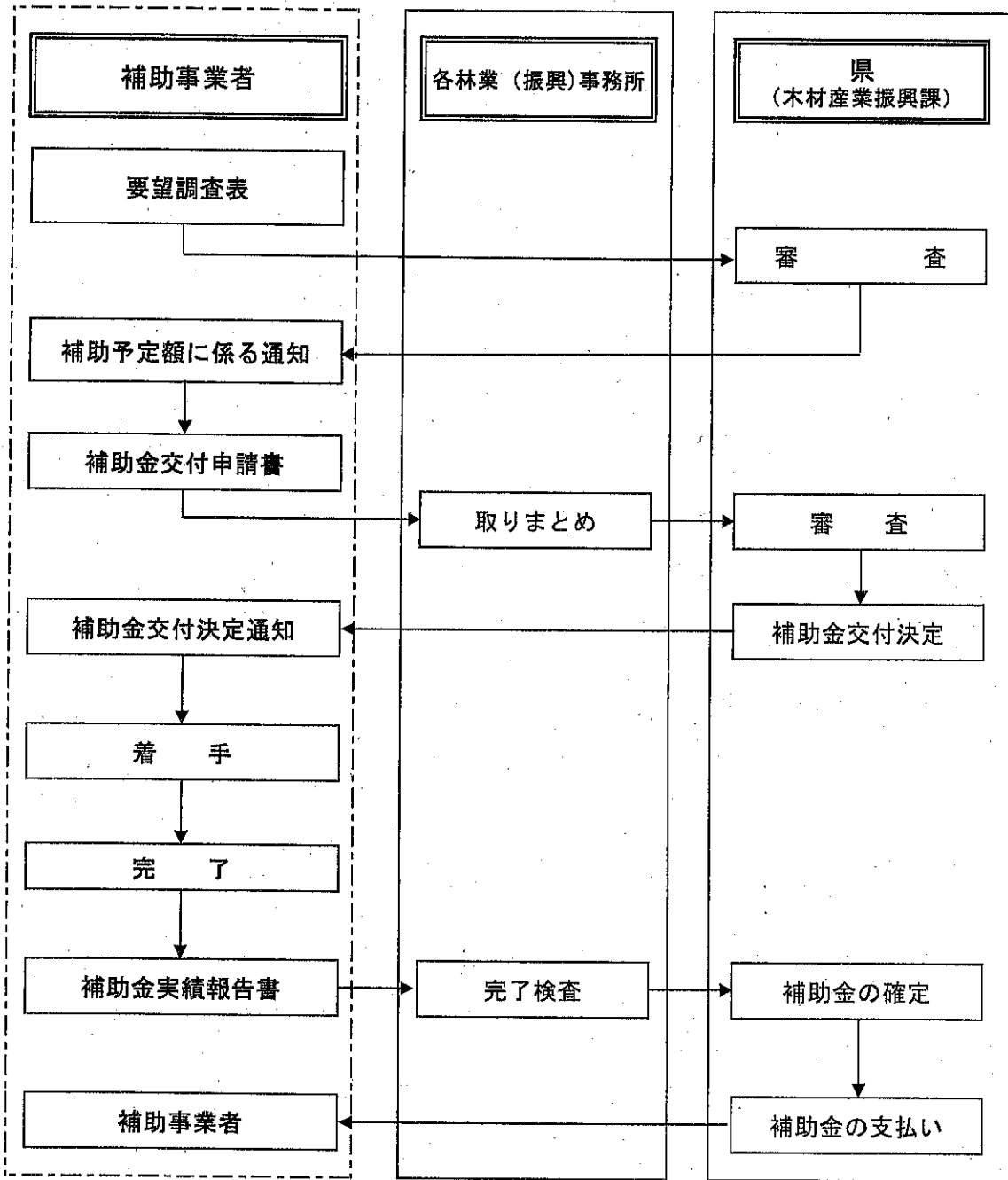
別紙2

事業の種類	公共的施設整備	学校関連環境整備	屋外景観施設等整備	木育推進
事業内容	県内のPR効果の高い公共的施設(注1)において玄関、ロビー等の木質化等を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等に木質化等を行う事業	県内の観光地、市街地等PR効果の高い場所において、木製のバス待合所、休憩所、案内看板等屋外景観施設の整備を行う事業	満4歳の誕生日を迎えるまでの乳幼児に木製の玩具等を配布する事業
補助対象経費	(1)玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公共的空間の木質化(注2)に係る経費 (2)玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公共的空間への木製品の導入経費 (注)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に適合した整備とする。	(1)幼児、児童・生徒及び学生が利用する木製(県産材)の机、椅子、遊具等の導入経費 (2)幼児、児童・生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化(注2)に係る経費  (注)建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。	木製のバス待合所、休憩所、案内板、防護柵等の導入経費	乳幼児に配布する木製の玩具、食器、家具等の購入に係る経費
補助の条件	(1)木製品の購入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2)整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3)次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ①国、県、市町村等の他の事業(補助、委託、森林環境譲与税等)との併用 ②既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③不特定多数の利用が無く、専ら補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る(既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。) (4)原則として高知県産材を活用した製材品、木製品を使用すること。 (5)取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。			(1)高知県産材を使用し、かつ原則として高知県内の事業所で作成された製品とする。 (2)乳幼児が直接手で触れ、使用することができるものとする。 (3)玩具等の配布は一人につき一度限りとする。 (4)事業年度内に配布を行ったものを補助の対象とする。 (5)玩具等に森林環境税を活用していることを表示するか、わかるように配付すること。
補助事業者	市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	市町村(一部事務組合を含む。)、市町村教育委員会(一部事務組合を含む。)、社会福祉法人、学校法人、財団法人その他認可外保育施設の設定者	市町村、市町村教育委員会、団体、バス事業者等	市町村(広域連合、一部事務組合を含む。)、市町村教育委員会
補助率	2分の1以内			
補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上	補助金額5万円以上	
補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円			配布の対象とする乳幼児一人当たりの限度額5,000円

(注) 1 「公共的施設」とは、地方公共団体が整備する建築物、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条の規定による公共建築物(社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物)及び不特定多数の県民等が利用する公共的施設(銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合金融機関の事務所等金融機関の店舗、郵便局、ホテル・旅館、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、道の駅及び高速道路のサービスエリア・パーキングエリアをいう。)とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に関する標準的な流れ



(注) この補助金は、県からの補助金交付決定通知があった後に着手するものに関り交付いたします。

## 令和5年度「高知県木の香るまちづくり推進事業」要望調査表

項目	要望内容			
1 事業主体名				
2 事業種別	公共的施設整備	学校関連環境整備	屋外景観施設整備等	木育推進
3 導入施設等の名称 (※木育推進を除く)				
4 導入施設等の所在地 (※木育推進を除く)				
5 整備内容又は木製品の導入見込内容(事業量、木製品名、個数等)  (※木育推進については配布の時期を記載)				
6 予定事業費				円
7 補助金要望予定額				円
8 利用者数				名
9 事業実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
10 担当者名等	(職): (氏名): TEL: FAX: E-mail:			
11 備考				

## 記入要領

- 1(事業主体名):市町村、市町村教育委員会、法人名等を記入
- 2(事業種別)該当するものに○を記入
- 3(導入施設等の名称):導入予定の施設名、保育園、幼稚園、小学校、中学校名を記入
- 4(導入施設等の所在地):導入予定の施設の所在地(郵便番号、住所)を記入
- 5(整備内容又は木製品の導入見込内容):事業内容、事業量、導入予定の木製品の種類、個数等を記入
- 6(予定事業費):予定事業費を記入
- 7(補助金要望予定額):各事業種別の補助金額を記入(千円未満切り捨て)
- 8(利用者数):施設を利用される人数を記入
- 9(事業実施予定期間):本事業を行う予定期間
- 10(担当者名等):担当者名及び連絡先を記入
- 11事業費の根拠資料(見積書および概要がわかる図面、パンフレット等)を添付して下さい